

☆ 確定申告書の提出は3月16日までです。

ご相談は事前に日にちと時間を電話で確認してください。

※申告に必要な書類を持って、早めにご相談にきてください。

※申告書は3・13集会で提出しますので原則全員参加で宜しくお願いします

※消費税の申告・納付期限は3月31日です。

ひきつづき、署名にご協力ください。

※経済・金融危機の打開を目指す緊急署名、保険業法を見直し、団体自治に干渉しないことを求める請願書と所得税税法第56条の廃止を求める請願書の署名にご協力お願いします。

〔融資を受けて商売を続けよう！73業種追加指定し、760業種に〕

「仕事が減って、このままでは生活ができない。」「月末の集金ができない。従業員に給料がだせない」—中小業者はかつて経験したことのない事態を迎えています。年末資金を確保できえるかどうかはいつにもまして重要です。

私たち民商・全商連の運動で拡大させてきた【緊急保証・セーフティネット5号等】を積極的に活用して、民商と一緒に「仕事よこせ、資金よこせ」の大運動を一気に広めましょう！

須磨民商でも、融資の相談が相次いでいます。

緊急保証を利用するには何が必要か、制度融資を受けるまでの手続きや必要書類など、何でもご相談下さい。

スナック経営者も
利用できます！



「緊急保証」利用するには？

- 760業種が対象
- 最近3ヶ月の月平均売上高、平均売上純利益率または平均営業利益率が前年同期比で3%以上減少している事業者
- 一般保証とは別枠で、保証協会が100%保証します。
- 市区町村の認定が必要

今後の日程

行動日（毎週日曜日）朝10時から！

- 3月8日（日） 拡大行動日 炊き出しあり
- 3月11日（水） 理事会 午後7時～
- 3月13日（金） 3.13重税反対統一行動 午前9時30分～

無料法律相談（定例：毎月第一水曜日）

4月1日（水）須磨民商2F 18:00～19:00（受付は19時まで）

※日程が変更になる場合があります。事前に予約をお願いいたします。